

長期優良住宅認定申請手続きの変更

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、**令和4年2月20日**から長期優良住宅認定制度が以下のとおり変更になります。

1 確認書等^{*}の添付

従来、認定申請前に登録住宅性能評価機関で行っていた技術的審査（適合証を活用した技術的審査）がなくなり、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第1項及び同条2項に基づき、登録住宅性能評価機関へ長期使用構造等であることの確認を行う制度が創設されました。

この制度の創設により、登録住宅性能評価機関から**確認書等^{*}**が発行されることとなりますので、認定申請の際は、確認書等の添付をお願いします。

2 災害配慮基準の追加

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第4号に災害配慮基準が追加されました。これに伴い、文京区では、**土砂災害特別警戒区域内における長期優良住宅の認定は行わない**こととします。

3 手数料額の変更

確認書等が添付された申請に対する手数料額を創設するとともに、従来運用していた「適合証」を添付した手数料額を廃止します。

新築及び増改築の手数料額一覧は以下のとおりです。なお、新築一戸建ての申請において、従来の適合証を添付した場合の手数料額は、以下の手数料額一覧（2）より52,000円となります。

計画建築物の延べ面積の合計	手数料額（新築）（予定）		手数料額（増築、改築）（予定）	
	(1) 確認書等 [*] あり	(2) (1)以外のもの	(3) 確認書等 [*] あり	(4) (3)以外のもの
一戸建て及び100㎡以内のもの	7,100 円	52,000 円	10,000 円	78,000 円
100㎡を超え500㎡以内のもの	13,000 円	122,000 円	19,000 円	183,000 円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	22,000 円	196,000 円	33,000 円	293,000 円
1,000㎡を超え2,500㎡以内のもの	32,000 円	386,000 円	47,000 円	579,000 円
2,500㎡を超え5,000㎡以内のもの	57,000 円	691,000 円	85,000 円	1,037,000 円
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	94,000 円	1,188,000 円	140,000 円	1,782,000 円

^{*} 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の**確認書**若しくは同条第4項の**長期使用構造等**である旨が記載された住宅性能評価書又はこれらの写し

お問合せ先

文京区都市計画部建築指導課 調査担当 TEL 03-5803-1266

○住宅の品質確保の促進等に関する法律

- 第六条の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請（同法第八条第一項の規定による変更の認定の申請を含む。）をする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、登録住宅性能評価機関に対し、当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等（同法第二条第四項に規定する長期使用構造等をいう。以下この条において同じ。）であることの確認を行うことを求めることができる。
- 2 第五条第一項の住宅性能評価の申請をする者は、前項の規定による求めを当該住宅性能評価の申請と併せてすることができる。
 - 3 第一項の規定による求めがあった場合（次項に規定する場合を除く。）は、登録住宅性能評価機関は、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認を行い、国土交通省令で定めるところにより、その結果を記載した書面（第五項において「確認書」という。）を当該求めをした者に交付するものとする。
 - 4 第二項の規定により住宅性能評価の申請と併せて第一項の規定による求めがあった場合は、登録住宅性能評価機関は、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認を行い、国土交通省令で定めるところにより、その結果を住宅性能評価書に記載するものとする。
 - 5 前二項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第一項に規定する長期優良住宅建築等計画に添えて同項から同条第五項までの規定による認定の申請（同法第八条第一項の規定による変更の認定の申請を含む。）をした場合においては、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画は、同法第六条第一項第一号（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合しているものとみなす。